

徳島県規則第七十四号

徳島県保有車両管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保有車両管理規則の一部を改正する規則

徳島県保有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二号中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める。

第二十九条第二項第一号を次のように改める。

- 一 消費者くらし安全局消費者政策課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。